

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法			法令番号	昭和22年164号		
不利益処分の種類	社会福祉法人への譲渡財産等の返還命令			根拠条項	第56条の5		
処分基準	社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第58条第2項各号の措置に従わなかったとき。						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次 No.